○毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)(抄)毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新田 新旧対照条文

する製剤	
六の七 三―クロロ―一・二―プロパンジオール及びこれを含有	八 (略)
(新設)	六の七 二―クロロピリジン及びこれを含有する製剤 六の六 (略)
の五	の 五.
略)	一の十(略)
ルチオホスホルアミド五%以下を含有するものを除く。	
(ニ―イソプロポキシカルボニルフエニル) ―N―イソプロピ	
ンホス)及びこれを含有する製剤。ただし、〇一エチル一〇一	
ニル)―N―イソプロピルチオホスホルアミド(別名イソフエ	
一の八 〇―エチル―〇―(二―イソプロポキシカルボニルフエ	一 の九 (略)
	三・三一トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
(新設)	一の八 五―イソシアナト―一―(イソシアナトメチル)―一・
る製剤を除く。	
六―(一―メチルプロピル)―フエノラート及びこれを含有す	
。ただし、トリエタノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―	
一―メチルプロピル)―フエノラート及びこれを含有する製剤	
一の七 アルカノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六― (一の七(略)
一~一の六 (略)	一~一の六 (略)
十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。
第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二	第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二
(毒物)	(毒物)
現	改正後
(傍線部分は改正部分)	

十 剤 九 の 五 十 の 五 二十三の二 (略) 十九の七 十の四 十九の四 七~十の二(略 六の九~六の十五 二十二の三 二 十 : 二 十 一 十九の六 一 十 二 の 二 一〜十九の三 びこれを含有する製剤 (略) 能 略 (ジクロ ビス(四 略 (トリクロ (略) 略 (略) 略 口 略 メチル) 略 口 メチル)ベンゼン及びこれを含有する製 イソシアナトシクロヘキシル)メタン及 ベンゼン及びこれを含有する製剤 二十三の二 ヒドラジン 十一〜十九の三 七~十の二 十九の六 六の八~六の十四 二十・二十一 (略) 一十三 十九の五 (新設) (新設 | 十二の二 (新設) る製剤。 ものを除く。 =ホスホロジチオアート エチル= ニウム=アセタート六五%以下を含有するものを除く。 する製剤 (略) (略 (略

十の三 一・三―ジクロロプロパン―二―オール及びこれを含有

十の四 二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン(別 シアノ―一・四―ジチアアントラキノン五〇%以下を含有する 名ジチアノン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジ

十九の四 一―ドデシルグアニジニウム=アセタート(別名ドジ ン)及びこれを含有する製剤。ただし、一一ドデシルグアニジ

トリブチルアミン及びこれを含有する製剤

二十二 ニツケルカルボニルを含有する製剤

ただし、S・S―ビス (一―メチルプロピル) =O― ホスホロジチオアート一○%以下を含有するものを除 S・S―ビス (一―メチルプロピル) =O― (別名カズサホス)及びこれを含有す(一―メチルプロピル)=〇―エチル

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、 物に指定する。 兀 二十四~三十一 兀 兀 一十三の五 一十三の四 〜四の三 一の六 の四 びこれを含有する製剤 0) 有する製剤 含有する製剤 Ł 五. 四の八 N | 略 略 <u>-</u>ーヒ (略) (略 ヒド 略 (略) ド 口 口 毒物であるものを除く。 キシプロピ キシエチル= チル) エタン― ル アクリラー アクリラー |・二||ジアミン及 次に掲げる物を劇 ト及びこれを含 ト及びこれを 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、 四の 四の四四 物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一十四~三十一 一〜四の三 (新設) (劇物) (新設) (新設) ラン―七―イル=N・N―ジメチル―N・N―チオジカルバマだし、ブチル=二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチルベンゾフバマート(別名フラチオカルブ)及びこれを含有する製剤。たゾフラン―七―イル=N・N―ジメチル―N・Y―チオジカル これを含有する製剤。ただし、N― (二―アミノエチル) 一十三の三 ミノ―四― 〔(ヒドロキシ) 類及びこれらのいずれかを含有する製剤。 フイノイル〕ブチリル―L―アラニル―L―アラニン、その ート五%以下を含有するものを除く。 るものを除く。 リル―L―アラニル―L―アラニンとして一九%以下を含有す アミノエタノール一〇%以下を含有するものを除く。 五. 四の七 N-(二-アミノエチル)-二-アミノエタノール及び L―二―アミノ―四―〔(ヒドロキシ)(メチル)ホス ブチル=二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル (略) (略) 略 (メチル) ホスフイノイル] ブチ ただし、L一二一ア 次に

塩

掲げる物

を

五〜十の三 (略) 略

一 の 三 ー の 二 エタンー 略 ・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

四 略

十二~三十一の三

ただし、 次

(32)口 口 ピリジ ル 兀

チル オロメチ イルし チル」 ル (メチル H H カル ピラゾール モイ ル 四 ―五―カルボキサニリ テトラゾ 五 | トリ

及びこれを含有する製剤

(33)略

(79)

(80) |(34) | 略 略

五〜十の三

可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製

剤

(新設)

エンホス) 五%以下を含有する製剤エンホス) ―N―イソプロピルチオホスホルアミドーの二 〇―エチル―〇― (二―イソプロポキシ (別名イソフカルボニルフ カルボニル

十一の三 (略)

次

(31)(1)~(30) (略) (31)(1)~(30) (略) に掲げるものを除く。 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。 る製剤 四―カルボニトリル(別名ピラクロニル)及びこれを含有すロプ―二―イン―一―イル)アミノ]―一H―ピラゾール―ロ [一・五―a] ピリジン―二―イル)―五― [メチル(プ ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾ

(新設

(32)三―ジチオラン―二― 一イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤三一ジチオラン一二一イリデン](一Hーイミダゾール-(E)—[(四RS)—四一(二一クロロフエニル)—

(79) |(33)| $\alpha (78)$ 略

-シアノ 兀 -フル 才口 フエノキシベンジル=三

(82)(81) シクロ 四′ (略 (シアノ キサンカルボキサニリド及びこれを含有する製剤 メチ ル イソプロ F ル 五. 五. -ジメチ

(113) (83) (115)(114)(112)略 プロ パンニトリル及びこれを含有する製剤 テト -ラフ オ 口 (トリフルオ

口 メチ 略

略

(新 二・三―ジヒドロ―一H―イソインドール―一―イリデン]オキソテトラヒドロピリミジン―五(二H)―イリデン)―(二―シアノ―N―メチル―二― [三― (二・四・六―トリ 口 パンカルボキシラート○・五%以下を含有する製剤- (二・二―ジクロロビニル) ―二・二―ジメチルシ (別名ピグメントイエロー一八五) 及びこれを ビニル) ―二・二―ジメチルシクロ プ

(111) (81) | (111) (81) | (新設) 製剤 製剤 リーメタジシアンベンゼン及びこれを含有する

(112)ロ―四―(メトキシメチル)ベンジル=(Z)―(一S・三プロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオニ―シアノプロパ―――エニル)―二・二―ジメチルシクロトキシメチル)ベンジル=(E)―(一R・三R)―三―(テトラフルオロ― ボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四― メチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六一 · ベンジル= (Z) — (一R・三R) — *キシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メーパ―一―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカル 三・五 R S・三 S R) ―三― 二・二―ジメチルシクロ (ニーシアノプロパーーーエニル) ーニ・ニー ・六―テトラフル 应 |) ―三― (二―シアノプロパ― (メトキシメチル) ベンジル= オロ プロパンカ . | 四 (メトキシメチル ・(ニーシアノ ボ , ラーエ (EZ

- 5 -

三十七の二 (略) (略)

ルボキシラートの混合物(二・三・五・六―テトラフレトェルボキシラートの混合物(二・二―ジメチルシクロプロパンカプロパ―一―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカ チルシ ・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラートニ%以下5一S・三S)―三―(二―シアノプロパ―一―エニル)―1 ラフルオロ― ルボキシラート一〇%以下を含有し、二・三・五・六―テトプロパ―一―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカ プロパンカルボキシラート一%以下を含有 二―シアノプロパ―一―エニル)―二・二―ジメチルシクロメチル)ベンジル=(EZ)―(一RS・三SR)―三―() |<u>=</u> |-含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ― ル)ベンジル= し、二・三・五・六一テトラフルオロー ŀ 应 | エニル) ―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ 五. ○・二%以下を含有するものに限る。) 並びにこれを含 (E) クロプロパンカルボキシラート八〇 六―テトラフル (メトキシメチル) ベンジル= (ニーシアノプロパーーーエニル) ―ニ・ニージメ <u></u> 一 (一S・三S)一三一 (二―シアノプロパー) (E) 六―テトラフル (メトキシメチル) ベンジル= (Z) — オロ―四― (メトキシメチル) ベンジ $(-R \cdot \Xi R) - \Xi - (\Xi - \Sigma T)$ 五・六一テトラフルオロ 四一(メトキシメチ 兀 し、かつ、二・三 ・九%以上を含有 应 (メトキシ ー (メトキシ メ

三 十(113) 三 (179) 三 十七 (略)

―チオホスホルアミド五%以下を含有する製剤三十七の二 ジエチル― (一・三―ジチオシクロペンチリデン)

三十七の四 三十七の三 ジエ 略 チ ル= スルフアート及びこれを含有する製剤

三十八~五十五の四 三十七の五~三十七の七 略 略

五十六 略

五十六の二 これを含有する製剤 N • N ジメチルプロパン―一・三―ジアミン及び

五十六の三 (略)

六十八 五十七~ 六十七 略 (略

の 一 水酸化リチウム 及びこれを含有する製 剤

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤

六十九の二~七十四の二六十九 (略) 略

七十四の三 略

七十四の四 ・二・三―トリクロロ プロパン及びこれを含有す

る製剤

七十四の五 略

七十四の六 略

> 新 設

三十七の三 ―三・五・六―トリクロル―二―ピリジルチオホスフエイトーチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル十七の三 ジエチル―三・五・六―トリクロル―二―ピリジル % (マイクロカプセル製剤にあつては、二五%) 以下を含有す

三十七の四~三十七の六 略

るものを除く。

三十八~五十五の四 (略)

五十六 ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフエイトを含 有する製剤

(新設)

五十六の二 匹| 五%以下を含有する製剤 イル―N―メチルカルバマート 二・二―ジメチル― 一・三―ベンゾジオキソール (別名ベンダイオカルブ)

五十七~六十七 (略)

リウム五%以下を含有するものを除く。 水酸化ナトリウムを含有する製剤。 ただし、 水酸化ナト

(新設)

(新設)

六十九 無機錫塩類

六十九の二~七十四の二 略

七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤

七十四の る製剤 兀 トリブチルトリチオホスフエイト及びこれを含有す

七十四の五 略

七十七の二(吹七十七

略

。 三 酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する

七十七の四 略

七十八・七十九 略

略

八十の二 ジアミン及びこれを含有する製剤 N N ビス アミノ エ チ ル

八十の三 略

十の 匹 八十 . の Ł 略

九十六

十一~九十五

略

(略)

九十七(覧 ホ スホン酸及びこれを含有する製剤

略

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤、九十八 (略) 酸〇・二%以下を含有するものを除く。 ただし 無水

百七 (略) 九十八の三~百六 略

七十五~七十七

七十七の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤で あつて、 ナラシンとして一%以下を含有し、 の加工をしたものを除く。 ナラシンとして一○%以下を含有するもの。 かつ、 飛散を防止するため ただし、

(新設)

七十七の三 メチル)ウレア及びこれを含有する製剤 _ | 回 ―ニトロフエニル) ― (三―ピリジル

七十八・七十九 略

八十 ピクリン酸塩類。 ただし、 爆発薬を除

(新設)

八十の二 びこれを含有する製剤。ただし、ビス(二―エチルヘキシル =水素=ホスフアート二%以下を含有するものを除く。 ビス(二一エチルヘキシル)=水素= (略 ホスフアー ・ト及

十の三~八十の六

九十六 硼弗化水素酸及びその塩バナー〜九十五 (略) 類

(新設)

九十七 ホルムアルデヒドを含有する製剤。 ただし、 ホ ル ムア ル

十八 無水クロム酸を含有する製剤デヒド一%以下を含有するものを除く。

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤九十八 無水クロム酸を含有する製剤

百七 1七 燐化亜鉛を含有する製剤。(十八の三~百六 (略) 黒色に着色され、 かつ、 トウガラシエキスを用いて著し ただし、 燐ル 化 亜 鉛 %以下を含

2 (略)	百十(略)	百九(略)	シノール二〇%以下を含有するものを除く。	百八 レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、	
2 (略)	百九 (略)	百八 ロダン酢酸エチルを含有する製剤。ただし、ロダン酢酸		レソル (新設)	くからく着味されているものを除く。